

における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。イにおいて同じ。）分割又は譲渡により避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合 その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 避難解除等区域復興再生推進事業を移転した日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

第二十六条の八第十三項中「ほか、」の下に「第一項から第五項まで、第九項、第十二項及び第十六項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一

項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十二項第二号中「福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第九項又は第十八条の八第八項に規定する」を「第十一項又は第十八条の八第十項の」に、「第九項又は同条第八項」を「第十一項又は同条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

14 第一項又は第九項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、

同条第一項の福島再開投資等準備金の金額」とみなす。

15 前項の場合において、第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日を含む連結事業年度開始の日からその適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

16 第十四項又は第十八条の八第十三項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格分割の日を含む連結事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十八項の規定は、適用しない。

17 第十四項又は第十八条の八第十三項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割の日を含む連結事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第十四項又は同条第十三項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第二十六条の八第十項中「第十八条の八第八項」を「第十八条の八第十項」に、「第十二項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画

に係る積立期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分割により分割承継法人に当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転する場合において、当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る施設新設等費用の支出に充てるため、当該適格分割の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定するいずれか少ない金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

10 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割の日以後二月以内に同項の福島再開投資等準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第二十七条第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第二十八条第十二項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日までの間」の下に「（以下この条において「適

用期間」という。）を加え、同項第一号中「含む。」を「含む。以下この号及び第十項から第十三項までにおいて同じ。）」に改め、同項第三号中「含む」の下に「。以下この号、第十項第三号及び第十二項第三号において同じ」を加え、同条第二項第一号二(1)中「第四項」の下に「第十項及び第十一項」を加え、同条第三項中「同項の期間」を「適用期間」に改め、同条第四項中「第一項の期間内に同項」を「適用期間内に第一項」に改め、同条第八項第二号中「とする」を「と、同法第六十七条第二項中「同項」とあるのは「第三十六条第一項」とする」に改め、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「又は前三項」を「第九項又は前二項」に改め、「第一項」の下に「及び第十項から第十三項まで」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項の次に次の四項を加える。

10 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた被災受贈者が、次に掲げる場合に該当するとき
は、第六項から第八項までの規定は、適用しない。

一 当該被災受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する

年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することが確實であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、これらの住宅用家屋が災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

二 当該被災受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確實であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

三 当該被災受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用の家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確實であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋が災害により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなく

なつたとき。

11 適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋（第九項に規定する要耐震改修住宅用家屋を含む。以下この項及び第十三項において同じ。）の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築をした場合には、当該新築若しくは取得又は増築をした住宅用の家屋が災害によつて滅失をしたことにより同日までにその居住の用に供することができなくなったときであっても、当該個人は、この条（第六項から第八項までを除く。）の規定の適用を受けることができる。

12 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた被災受贈者が、贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後において、次に掲げる場合に該当するときにおける第六項の規定の適用については、同項各号中「同年十二月三十一日」とあるのは、「当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌々年十二月三十一日」とする。

一 当該被災受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたこと

のない住宅用家屋の取得をして当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に起因するやむを得ない事情によりこれらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

二 当該被災受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に起因するやむを得ない事情により当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

三 当該被災受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用の家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合にお

いて、災害に起因するやむを得ない事情により当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかったとき。

13 適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、災害に起因するやむを得ない事情により当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかったときであっても、当該個人は、この条の規定の適用を受けることができる。この場合において、第一項各号、第六項及び第九項中「翌年三月十五日」とあるのは、「翌々年三月十五日」とする。

第三十八条の三第一項中「第七十条の七第四項の」を「第七十条の七第三項の」に、「同条第四項及び第六項」を「同条第三項及び第五項」に改め、同項第一号中「第七十条の七第四項第二号」を「第七十条の七第三項第二号」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第四項第九号」を「同条第三項第九号」に改め、同項第二号イ中「同条第四項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同号ロ中「第七十条

の七第四項第九号」を「第七十条の七第三項第九号」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第四項第九号」を「同条第三項第九号」に改め、同項第三号中「第七十条の七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄（同条第四項第九号）を「第七十条の七第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号）」に、「同条第四項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄（同条第四項第九号）」を「同条第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同表の第一号の上欄（同項第九号）」に改める。

第三十八条の四第一項中「第七十条の七第四項」を「第七十条の七第三項」に、「第七十条の七第十七項第一号」を「第七十条の七第十六項第一号」に改め、同項第一号中「限り」を「限るものとし」に改め、同条第二項中「第七十条の七第十七項」を「第七十条の七第十六項」に改める。

第四十一条の二第一項中「読み替えて適用される同法第五条第一項の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の決定若しくは」を「適用される」に改め、「同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の決定若しくは」を削り、

「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「これらの経営強化計画又は」及び「決定又は」を削る。

第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書中「第八条」を「第九条」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十六条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「にこれら」を「に控除対象外国所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。

以下この項において同じ。）、前二項」に、「その」を「当該金額の」に、「は、当該金額」を「の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額」に改める。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項

び復興特別所得税

を

第四十条の三の四第五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税	所得税及び
第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項、第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項	）及び法人税	）、復興特及び法人税

復興特別所得税

別所得税の額（附帯税の額を除く。）

に改め、同条第九項第一号中「の規定の適用がある場合におけ

るこの章」を「という。」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定を削る。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十一第二十一項の改正規定中「〔百分の四・四〕を〔百分の十・三〕に」を削る。

第十条中租税特別措置法第八十四条の二の改正規定の次に次のように加える。

第八十六条の五第十一項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11 被災事業者である適格請求書発行事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいい、その課税期間に係る同法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、指定日までに同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があつた日の翌日に、同条第一項の登録は、その効力を失う。この場合において、当該適格請求書発行事業者のその提出があつた日の属する課税期間に係る同法第九条第一項及び第十五条第六項の規定の適用については、同法第九条第一項中「である者（適格請求書発行事業者を除く。）」とあるの

は「である者」と、同法第十五条第六項中「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における」とあるのは「における」と、「若しくは」とあるのは「又は」とする。

12 前項の規定は、被災事業者である適格請求書発行事業者が、第三項の届出書を提出した場合について準用する。この場合において、前項中「同法第五十七条の二第十項第一号の規定による」とあるのは「第三項の」と、「の翌日」とあるのは「に、同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書がその納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなし、同日の翌日」と、「のその」とあるのは「の第三項の届出書の」と読み替えるものとする。

13 消費税法第五十七条の二第十一項の規定は、第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項の登録がその効力を失ったときについて準用する。この場合において、同条第十一項中「第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の五第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）」と、「取り消された又はその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

附則第一条第七号の三八中「第六十八条の九第十項の改正規定、同法」及び「同法第六十八条の十一第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）」を削り、「第六十六条」を「第一百七条第三項」に改め、同条第九号イ中「及び第五十二条第一項」を「第五十二条第一項及び第二百二十八条の二」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第十条中租税特別措置法第八十六条の五の改正規定及び附則第二百二十八条の二の規定

附則第二百六条を次のように改める。

第二百六条 削除

附則第一百七条の見出しを「（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 新租税特別措置法第六十八条の十第十二項及び第十三項、第六十八条の十三第八項及び第九項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項又は第六十八条の十五の四第十二項（これらの規定により読み替えて適用する地方税法第十五条第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）

が平成三十一年十月一日以後に開始する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の十三第三項、第六十八条の十三第二項、第六十八条の十五第二項又は第六十八条の十五の二第二項及び第三項に規定する調整前連結税額から控除される金額並びに新租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十五の二第二項又は第六十八条の十五の三第一項から第三項までに規定する調整前連結税額から控除される金額並びに旧租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

附則第二百二十八条の次に次の一条を加える。

（適格請求書発行事業者の登録の取消し等に関する特例に関する経過措置）

第二百二十八条の二 新租税特別措置法第八十六条の五第十一項の規定は、同項の適格請求書発行事業者が平成三十五年十月一日以後に三十五年改正規定による改正後の消費税法第五十七条の二第十項第一号の

規定による届出書を提出する場合について適用し、新租税特別措置法第八十六条の五第十二項の規定は、同項の適格請求書発行事業者が同日以後に同条第三項の届出書を提出する場合について適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定（同条第一項第四号イ(3)中「エネルギー消費効率（以下この条）」の下に「及び次条第二項」を加える部分を除く。）及び附則第九十三条第一項から第三項までの規定 平成二十九年五月一日

二 第十二条中租税特別措置法第七十条の二の二の改正規定及び同法第七十条の二の三第七項の改正規定並びに附則第八十八条第六項の規定 平成二十九年六月一日

三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第五十七条第四項の改正規定並びに

附則第八条の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の六を同条第十二号の五の二とし、同条第十二号の六の二を同条第十二号の五の三とし、同条第十二号の六の三を同条第十二号の六とし、同号の次に一号を加える改正規定、同条第十二号の六の四を同条第十二号の六の三とし、同号の次に一号を加える改正規定、同条第十二号の八の改正規定、同条第十二号の九イの改正規定、同条第十二号の十一ロの改正規定、同条第十二号のハの改正規定、同条第十二号の十四の改正規定、同条第十二号の十八を同条第十二号の十九とする改正規定、同条第十二号の十七の改正規定、同号を同条第十二号の十八とする改正規定、同条第十二号の十六の改正規定、同号を同条第十二号の十七とし、同号の前に一号を加える改正規定、同法第三十四条第一項の改正規定（「及び第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので」を「で業績連動給与に該当しないもの、」に、「並びに第三項」を「及び第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十三条第十一項及び第四十八条第十一項の改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第五十四条の二の改正規定、同法第五十七条第三項及び第四項の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法